

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律概要】

地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方自治体が財政の早期健全化及び財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を新たに設けたもの

健全化判断比率などの公表

～平成19年度決算より～

各比率の公表は平成19年度決算から、計画などの策定は平成20年度決算から実施。

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率
資金不足比率

監査委員の審査

議会に報告・公表

- 【実質赤字比率】
標準的な収入に占める一般会計等の実質赤字の割合
- 【連結実質赤字比率】
標準的な収入に占める全会計の実質赤字（資金不足額）総額の割合
- 【実質公債費比率】
標準的な収入に占める地方債元利償還金などの割合
- 【将来負担比率】
標準的な収入に占める将来負担する可能性のある負債の割合
- 【資金不足比率】
事業の規模に占める営業収益（受託収入を除く）の割合

財政健全化計画の策定 （経営健全化計画の策定）

～自主再建する早期健全化団体～

財政健全化計画などの策定
～ の比率のいずれかが早期健全化基準を超えると策定が必要
（ は経営健全化計画）

監査委員の審査

議会の議決・公表
総務大臣・県知事への報告
外部監査の実施
（国・県の勧告があった場合）

自主努力により
赤字解消

- 早期健全化判断基準
- 【実質赤字比率】
市町村：標準財政規模に応じ11.25～15%
- 【連結実質赤字比率】
市町村：標準財政規模に応じ16.25～20%
- 【実質公債費比率】
市町村：25%～
- 【将来負担比率】
市町村：350%～
- 【資金不足比率】
市町村：20%～

財政再生計画の策定

～国の監督を受ける財政再生団体～

財政再生計画の策定
～ の比率いずれかが財政再生基準を超えると策定が必要

監査委員の審査

議会の議決・公表
総務大臣・県知事へ同意協議
（総務大臣・県知事が予算編成などを監督）
外部監査の実施（必須）

国の監督により
赤字解消

- 財政再生判断基準
- 【実質赤字比率】
市町村：20%～
- 【連結実質赤字比率】
市町村：30%～（H20・21は40%、H22は35%）
- 【実質公債費比率】
市町村：35%～